様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和8年5月27日

豊中市長　　殿

提出者

住所　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

氏名　株式会社イチケン　関西支店

上席執行役員　関西支店　支店長　中村　晃

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　06-6253-6200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社イチケン　関西支店
事業場の所在地	大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	売上高：2,714,531万円
③従業員数	173人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添１　処理工程図のとおり

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
別添２　管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	2,750.00　t	69.23　t

（これまでに実施した取組）
1. 現場に搬入する資機材の梱包を簡素化して、廃材の減量を図る。
2. 木材等はプレカット材を搬入して、現場発生の廃材減を図る。
3. ダンボール、鉄くずは個別分類して、有価物として処理する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
排　出　量	2,475.00　t	62.31　t

（今後実施する予定の取組）
1. 現状の対策を徹底して行う。
2. 分別収集を強化して、リサイクルに努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
1. 石膏ボード、木材、廃プラスチック、コンクリート、アスファルト破片

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
1. 現状取組の徹底を図る。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片
19.53　t	30.50　t	8.70　t	237.54　t

②計画

木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片
17.58　t	27.45　t	7.83　t	213.79　t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（管理型）			
23.79　t	t	t	t

②計画

建設混合廃棄物（管理型）			
21.41　t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t

（これまでに実施した取組）

1. 現場に搬入する資機材の梱包を簡素化して、廃材の減量を図る。
2. 木材等はプレカット材を搬入して、現場発生の廃材減を図る。
3. ダンボール、鉄くずは個別分類して、有価物として処理する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）

1. 現状の対策を徹底して行う。
2. 分別収集を強化して、リサイクルに努める。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t

（これまでに実施した取組）

1. 現場に搬入する資機材の梱包を簡素化して、廃材の減量を図る。
2. 木材等はプレカット材を搬入して、現場発生の廃材減を図る。
3. ダンボール、鉄くずは個別分類して、有価物として処理する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	－	－
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	－ t	－ t

（今後実施する予定の取組）

1. 現状の対策を徹底して行う。
2. 分別収集を強化して、リサイクルに努める。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	― t	t

（これまでに実施した取組）

1. 現場に搬入する資機材の梱包を簡素化して、廃材の減量を図る。
2. 木材等はプレカット材を搬入して、現場発生の廃材減を図る。
3. ダンボール、鉄くずは個別分類して、有価物として処理する。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	―	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	― t	t

（今後実施する予定の取組）

1. 現状の対策を徹底して行う。
2. 分別収集を強化して、リサイクルに努める。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和7年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
全処理委託量	2,750.00 t	69.23 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	69.23 t
再生利用業者への処理委託量	2,750.00 t	69.23 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t

（これまでに実施した取組）

1. 現場に搬入する資機材の梱包を簡素化して、廃材の減量を図る。
2. 木材等はプレカット材を搬入して、現場発生の廃材減を図る。
3. ダンボール、鉄くずは個別分類して、有価物として処理する。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片
19.53 t	30.50 t	8.70 t	237.54 t
19.53 t	30.50 t	8.70 t	14.06 t
19.53 t	30.50 t	8.70 t	237.54 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

建設混合廃棄物（管理型）			
23.79　t	t	t	t
23.79　t	t	t	t
23.79　t	t	t	t
0.00　t	t	t	t
0.00　t	t	t	t

	②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 / 汚泥 / 廃プラスチック類 全処理委託量：2,475.00 t / 62.31 t 優良認定処理業者への処理委託量：0.00 t / 62.31 t 再生利用業者への処理委託量：2,475.00 t / 62.31 t 認定熱回収業者への処理委託量：0.00 t / 0.00 t 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量：0.00 t / 0.00 t （今後実施する予定の取組） 1.現状の対策を徹底して行う。 2.分別収集を強化して、リサイクルに努める。
※事務処理欄		

②計画

木くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片
17.58 t	27.45 t	7.83 t	213.79 t
17.58 t	27.45 t	7.83 t	12.65 t
17.58 t	27.45 t	7.83 t	213.79 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

建設混合廃棄物（管理型）			
21.41　t	t	t	t
21.41　t	t	t	t
21.41　t	t	t	t
0.00　t	t	t	t
0.00　t	t	t	t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了　するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

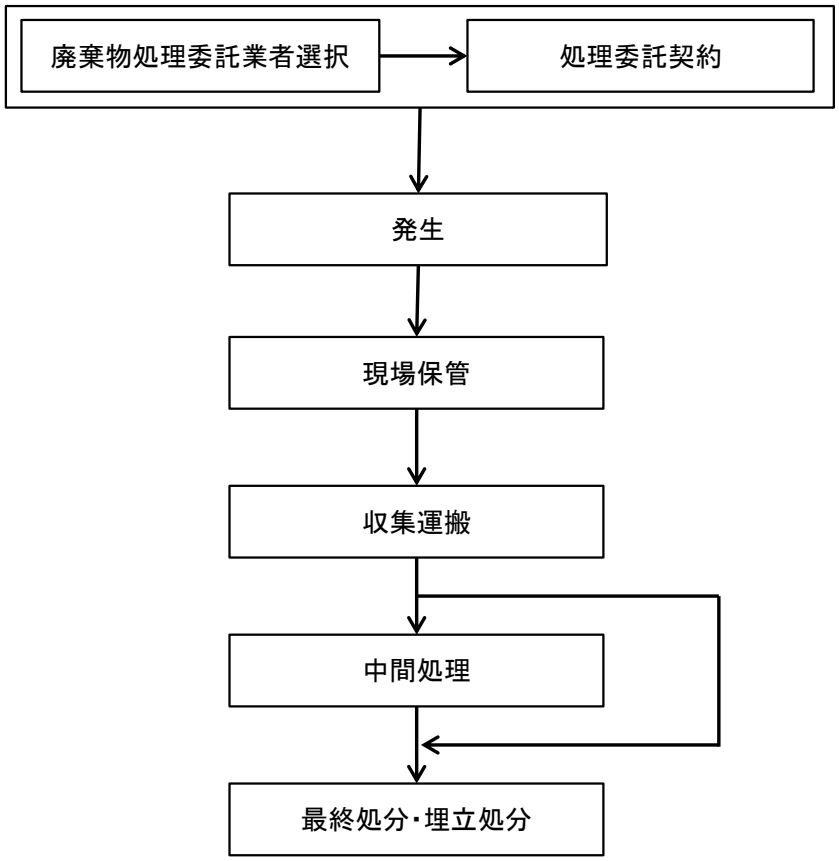
４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

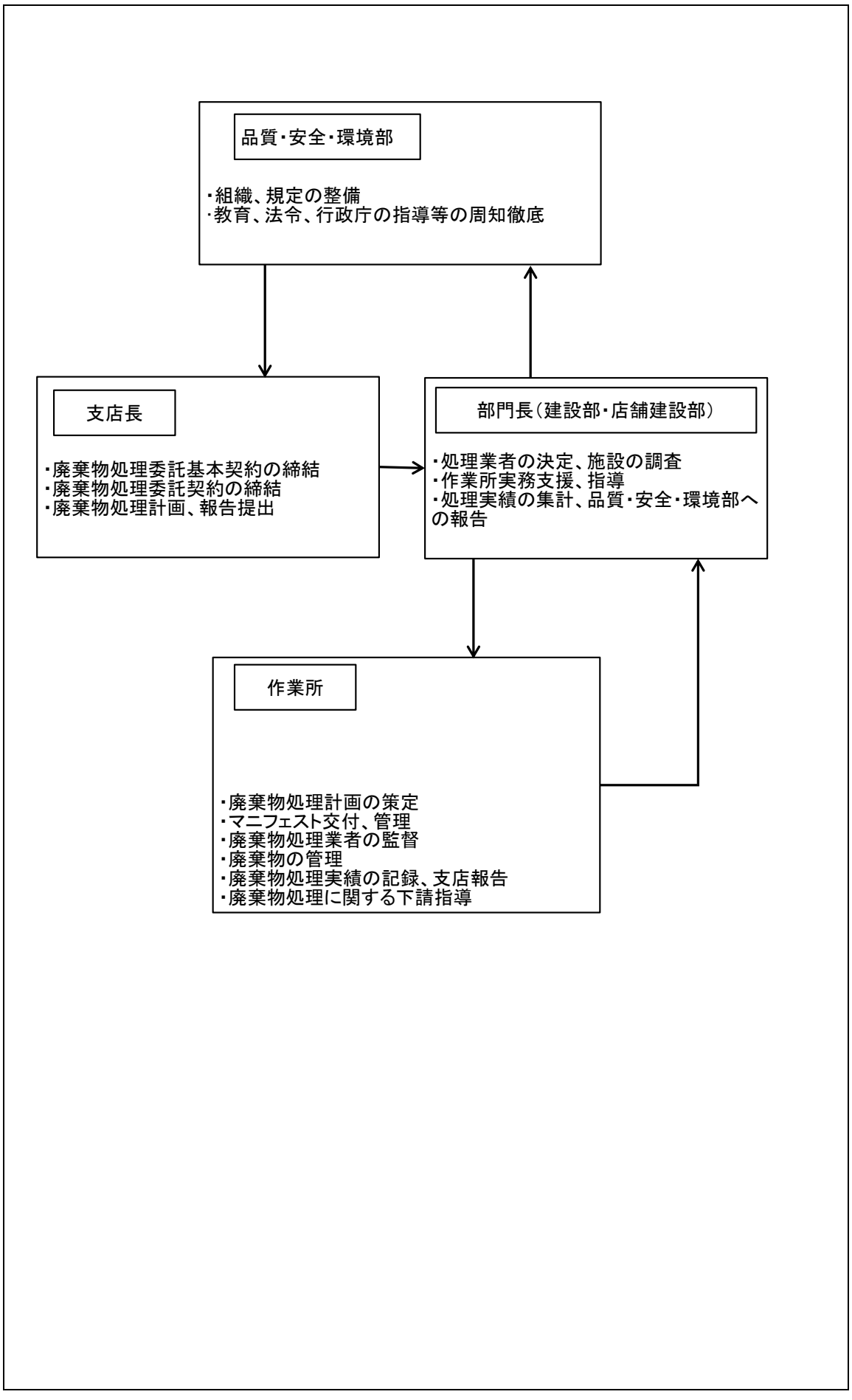
６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

別添１ 処理工程図



別添２ 管理体制図


品質・安全・環境部
・組織、規定の整備
・教育、法令、行政庁の指導等の周知徹底
支店長
・廃棄物処理委託基本契約の締結
・廃棄物処理委託契約の締結
・廃棄物処理計画、報告提出
部門長（建設部・店舗建設部）
・処理業者の決定、施設の調査
・作業所実務支援、指導
・処理実績の集計、品質・安全・環境部への報告
作業所
・廃棄物処理計画の策定
・マニフェスト交付、管理
・廃棄物処理業者の監督
・廃棄物の管理
・廃棄物処理実績の記録、支店報告
・廃棄物処理に関する下請指導